

(指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護)
「特別養護老人ホームグランパソ」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(鹿児島県指定 第 4670110099 号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいいただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	9
6. 事故発生時の対応	8
7. 秘密の保持	8
8. 虐待防止・身体拘束について	8
9. 情報提供の同意について	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慶生会 |
| (2) 法人所在地 | 鹿児島県鹿児島市下福元町字松ヶ尾 1 7 3 2 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 9 9 - 2 6 3 - 3 5 8 8 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 川窪 眞由美 |
| (5) 設立年月 | 平成 1 3 年 7 月 3 0 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成26年7月1日指定
介護保険事業所番号 4670110099
※当事業所は特別養護老人ホームグランパソに併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人市慶生会が開設する特別養護老人ホームグランパソ
(以下「事業所」という。)が行う短期入所生活介護事業(介護予防
短期入所生活介護)の事業(以下「事業」という。)の適切な運営を
確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従
業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢
者に対し、適正な短期入所生活介護事業(介護予防短期入所生活介
護事業)を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 グランパソ
- (4) 事業所の所在地 鹿児島県鹿児島市中山二丁目13番15号
- (5) 電話番号 099-210-1003
- (6) 事業所長(管理者)氏名 鳥越 みゆき
- (7) 通常の事業の実施地域 鹿児島市内
- (8) 当事業所の運営方針
- 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供を努めるものと致します。
- 2 事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行なうこと
によって、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものと致します。
- 3 事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (9) 開設年月 平成26年7月2日
- (10) 利用定員 5人

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、全て個室です。

居室・設備の種類	室数	備 考
居 室	4 室	個室 テレビ台 収納棚
居 室	1 室	個室 テレビ台 収容棚 酸素 吸引器
合 計	5 室	
洗面設備		居室・脱衣室
トイレ	1 室	別室
食 堂	1 室	
浴 室	1 室	一般浴

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者） 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なうと共に、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行ないます。	1	1 名
2. 生活相談員 生活相談員は利用者及び家族からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行なう	1	1 名
3. 看護職員 看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行なう	1	1 名
4. 介護職員 介護職員は利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行なう	3	3 名
5. 機能訓練指導員 機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行なう	(1)	(1 名)
6. 医師 医師は、利用者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る	(1)	(1 名)

7. 介護支援専門員 介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成を行なう	(1)	(1名)
8. 栄養士（管理） 栄養士は給食の献立の作成、利用者の栄養指導、調理員の指導等を行う	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

（ ）は兼務又は非常勤を示します。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：00～10：00 1名 日中：10：00～19：00 1名 夜間：19：00～21：00 1名 深夜：21：00～ 7：00 1名
2. 看護職員（機能訓練指導員兼務）	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 9：00～17：00 1名
3. 生活相談員	日中： 8：30～17：30 1名

☆土日祝祭日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（※料金については、別紙 2 料金表を参照）

（1）介護保険の基準介護サービス（契約書第 4 条参照）＊

以下のサービスについては、滞在費（居住費）、食費を除き通常全体から介護保険負担割合証に定める割合を差し引いた額が介護保険から給付されます。

ご利用者に対して入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をいたします。

＜サービスの概要＞

＜サービスの内容＞

事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスである時は、介護保険割

合証に定める割合の額とする。

- (1) 利用者の対象者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る為に、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者とする。
- (2) 利用者は、短期入所生活介護施設に短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける。
- (3) 相当期間（概ね連続する４日以上）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行なう。
- (4) 従事者は、事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明行なう。
- (5) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切に提供する。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

① 居室の提供

この事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費（居住費）の金額（１日当たり）のご負担となります。

② 食 事

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間）

- ・おおよそ以下の時間帯で提供いたします。ご希望の時間をお申し出下さい。

朝食： ７：３０～ ８：３０

昼食： １１：４５～１２：３０

夕食： １７：００～１８：００

（食事メニュー）

- ・嗜好に応じて下記の中からメニューを選択できます。

朝食： ご飯又はパン、牛乳又は代替飲料

（食事場所）

- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則とし

ていますが、体調・ご希望により居室でもとっていただくこともできます。

- ・利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用は実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けて入る方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日当たり）のご負担となります。

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 服薬管理

- ・看護職員が服薬管理を行います。

⑧ 口腔ケア

- ・口腔清拭、義歯の取り扱い等の口腔ケアを行います。

⑨ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

⑩ 送迎

- ・通常の事業の実施地域で、利用者の心身の状態、家族等の事情などからみて送迎が必要と認められる場合、介護保険適用となります。

通常の事業の実施地域：鹿児島市内

<サービス利用料金（1日あたり）>

- 1 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護予防及び介護給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事、居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合にサービスを利用されたときは、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護予防及び介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。もしくは、要介護認定後、重要事項説明書に定める所定の

料金体系に基づいたサービス利用料金から、介護予防及び介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：介護保険負担割合証に基づく1割から3割のサービス利用料金の負担に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

2 事業所は、下記の各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 全各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける事とする。

5 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している金額を1日当たりの料金とします。しかし、事業所食費の設定金額が認定証に書かれている金額より低い時にはどちらか低い金額とする。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

その他の費用として次の各号に掲げる費用の支払いを受ける事が出来るものとする。

①居住費 2,000円

② 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

③ 食費 朝食 400 円、昼食 525 円、夕食 520 円 合計 1,445 円(1日当たり)

(2)(1) 以外のサービス（契約書第5条、第8条 参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金： 料金は実費です。（カットのみ 1500円 洗髪プラス500円

④ 特別な居室料

特別な居室（酸素 吸引器）

利用料金：利用の場合1日につき 500円

③ 送迎費

通常の事業の実施地域外への送迎（お住まいと実施区域を越える地点との間の費用です。）

利用料金：通常の事業の実施地域の境界より片道1kmにつき 50円

④ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：無料

⑤ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録（看護及び介護の記録等）をいつでも閲覧できます。但し、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

利用料金：1 枚につき 1 0 円

⑥ 電気器具使用料

居室において個人的な電化製品も使用できます。

利用料金：1 日につき 5 0 円（3 品目まで）

TV レンタル：1 日につき 1 0 0 円

⑦ 日常生活上必要となる諸費用実費

ご利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）でご希望により提供した場合にご負担いただきます。

利用料金：実費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1 か月前までにご説明します。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 13 条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌日所定日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|---|
| <p>○ 金融機関口座からの自動引き落とし(1 回につき手数料 108 円をご負担いただきます。)</p> <p>利用料の引落日は毎月 17 日。但し、17 日が銀行定休日の場合は、前営業日に引き落としをさせていただきます。</p> <p>引落日は毎月 20 日。但し、20 日が銀行定休日の場合は、19 日に引落をさせていただきます。</p> <p>※ 引落日に利用料が引き落とせなかった場合には、ご連絡いたしますので、25 日までに窓口にて支払われるかお振り込みください。</p> <p>※ 但し、引落手続きが完了するまでの間は窓口で支払われるかお振込みをお願いいたします。</p> <p>【振込先】 鹿児島銀行 谷山支店 普通 3033619
社会福祉法人 慶生会 理事長 川窪眞由美</p> <p>※ 利用料が引き落とせない場合でも、手数料 108 円は徴収いたします。</p> |
|---|

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第９条参照）

- 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。
- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

５ 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）＊

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

相談・苦情窓口責任者	鳥越 みゆき「職名」管理者
相談・苦情窓口担当者	加治木 美幸「職名」事業所責任者 中村 友行「職名」ケアマネージャー
ご利用時間	毎日 午前１０時～午後３時
ご利用方法	電話 （０９９）２１０－１００３

また、相談苦情受付ボックスを玄関に設置しています。

（２）第三者委員

田中 幹雄	「所属」社会福祉法人 慶生会 監事	うへの福祉会 (0994) 40-3181
溝川 慎二	弁護士	溝川総合法律事務所 (099) 230-7580

（３）行政機関その他苦情受付機関

鹿児島市 介護保険課・長寿支援課 苦情受付	所在地 鹿児島市山下町１１－１ 電話番号：２１６－１２８０（本庁 介護保険課） ２１６－１１４７ 受付時間：８：３０～１７：１５
福祉サービス運営適正化委員会 （鹿児島県社会福祉協議会）	所在地 鹿児島市鴨池新町１－７ 電話番号 ２５７－３８５５ 受付時間 ９：００～１６：００
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室	所在地 鹿児島市鴨池新町６－６ 電話番号 ２１３－５１２２ 受付時間 ９：００～１７：００

6 緊急時等における対応方法

- 1、事業の提供を行っている時に利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた時は速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告いたします。又主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2、事業の提供により事故が発生し、病院を受診した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等(介護予防に当たっては地域包括支援センター)に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 3、状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- 4、利用者に対するサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償は速やかに行います。

7 守秘義務について

- 1、事業者及び当施設の職員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得たご利用者本人及びご利用者の家族、身元引受人の秘密を保持する義務を背負っております。
- 2、事業者は、施設の職員が退職後、就業中に業務上知り得たご利用者本人及びご利用者の家族、身元引受人の秘密を正当な理由なく、漏らすことがないように必要な措置を講じます。

8 高齢者虐待防止の推進について

- 1、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - 2、従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
 - 3、前、2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
 - 4、事業者は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)」を遵守とともに、下記の対策を講じます。
- (1) 虐待防止に関する窓口

・事業所内の受付窓口			
担当者	役職名	氏名	電話番号
虐待防止責任者	事業所責任者	加治木 美幸	099-210-1003

- (2) 苦情解決体勢を整備します。

9 身体拘束について

ご利用者様処遇に当たっては、ご利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。事業者は、利用者の身体拘束は行わない。万一利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合には「身体拘束に関する説明書」に利用者又は家族の同意を得た時のみ、拘束の必要な理由、その態様及び時間、特記すべき心身の状況及び拘束開始及び解除の予定等を説明し、その条件と期間内にて身体拘束を行う事が出来るものとします。

- ・事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する事とする。
- ① 切迫性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限ります。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 個人情報の保護及び個人情報提供の同意について

ご利用者及び家族の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインを遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ることとします。

なお、サービス担当者会議等において、円滑な退所のための援助を行う等正当な理由がある場合、居宅介護支援事業者等に対して入所者及びご利用者の家族等に関する個人情報を提供することができるものとします。

10 苦情処理について

事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じます。

11 非常災害対策について

施設の立地環境に応じ、火災、地震等個別に非常災害に関する具体的計画を立てるものとする。非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうと共に、必要な設備を備えるものとする。

2. 施設は前項の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく事業所内に掲示するものとする。

3. 施設は非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業者に周知するものとする。

4. 施設は非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

防火訓練 年 2 回

避難訓練 年 2 回

通報訓練 年 2 回

1 2 記録の整備について

事業所は、従業者、設備及びに会計に関する諸記録を整備すると共に当該記録を完結の日から 5 年間保存します。

1 3 サービスの利用にあたっての留意事項記録の整備について

1 従業者は利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。

2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行います。

ア 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。

イ 火器の取り扱いを行なわないでください。

ウ けんか、口論、泥酔、中傷その他人の迷惑となる行為をしないで下さい。

エ その他管理上必要な指示に従って下さい。

・ 1 4 その他運営に関する重要事項

1 事業者は従業者の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。

(1) 採用時研修

(2) 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は職務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持します。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

4 この規定に定める事項の他、運営に必要な事項は事業所の代表者と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホームグランパソ

管理者 鳥越 みゆき 印

説明者 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス・指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

交付日：令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者の家族等 住 所

氏 名 印

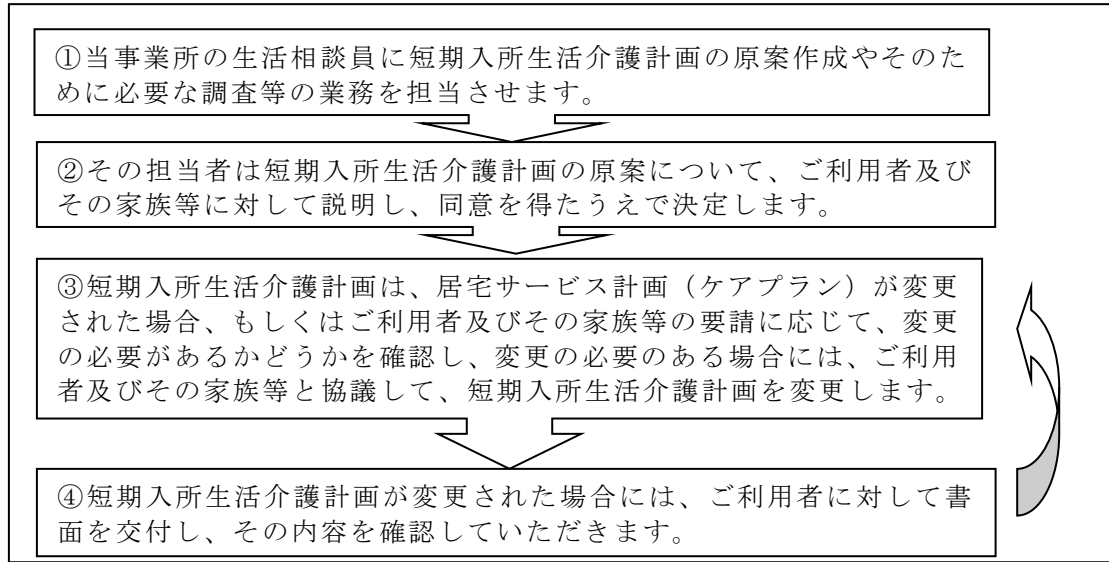
(続柄：)

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 125 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

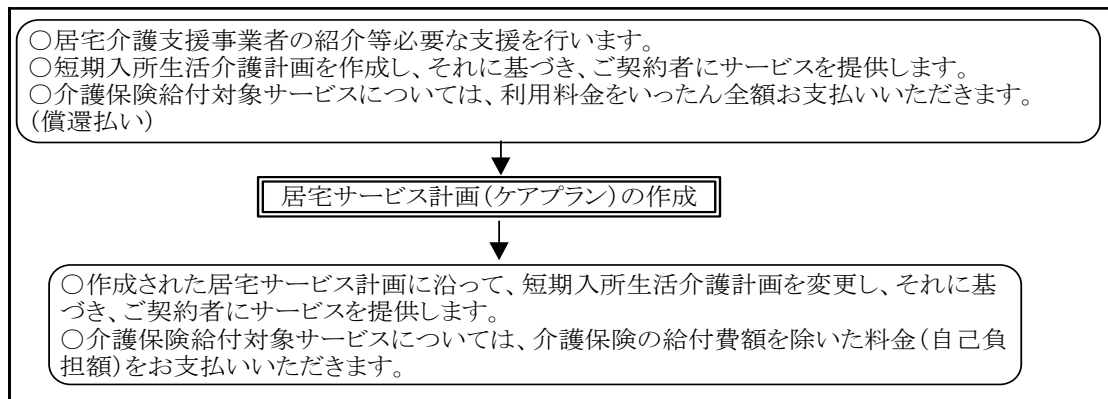
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

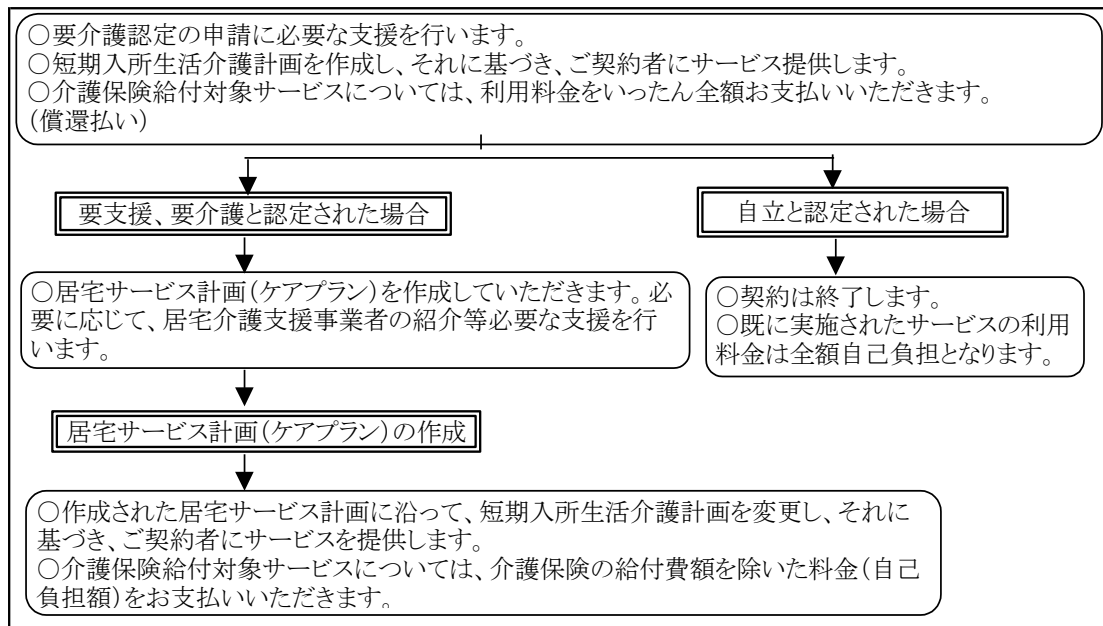


- (2) ご利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2 年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者への緊急の医療サービスが必要な場合等正当な理由がある場合は、医療機関に対し利用者及び当該家族の個人情報を提供することができるものとします。

3. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限 *

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

日用品、衣類等必要品

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内禁煙となっております。

(4) 飲酒

事業所内禁酒となっております。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。また、医療における緊急時の受診、入院等にも対応できるようになっております。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	鹿児島徳洲会病院
所在地	鹿児島市南栄 5 丁目 1 0 - 5 1
医療機関の名称	入来クリニック
所在地	鹿児島市中山 2 - 3 - 1 2
医療機関の名称	溝口内科医院
所在地	鹿児島市山田町 3 6 7

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	オリーブ歯科
所在地	鹿児島県鹿児島市谷山中央 7-31-6

4. 損害賠償について（契約書第 14 条、第 15 条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

5. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 17 条参照）

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 18 条、第 19 条参照）

契約の有効期間であっても、ご利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご利用者が入院された場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。